

議案第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

平成28年8月10日 提出

埼玉中部資源循環組合
管理者 新井保美

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査会の設置及び同法の施行に関し必要な事項を定めたいため

平成28年専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

埼玉中部資源循環組合
管理者 新井保美

埼玉中部資源循環組合行政不服審査法施行条例（別紙）

埼玉中部資源循環組合行政不服審査法施行条例

平成28年4月1日
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)その他法令で定める不服申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(審査会の調査審議事項)

第3条 法第81条第1項の規定により、その権限に属させられた事項を処理する機関として、埼玉中部資源循環組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律又は行政に関し知識又は経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(審査会の会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(除斥)

第8条 委員は、諮問に係る事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(会議の非公開)

第9条 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、行政不服審査を主管する課において処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(手数料等)

第12条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は無料とする。

2 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）及び第78条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する写し又は書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付を受けるために要する費用について、埼玉中部資源循環組合実費徴取規則(平成27年規則第29号)に定める額を負担しなければならない。

(弁明書に添付する書面)

第13条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 埼玉中部資源循環組合行政手続条例(平成27年条例第10号)第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 埼玉中部資源循環組合行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

2 前項各号に掲げる書面は、事件記録とみなす。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成27年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名		区分	報酬額
1	監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 10,000円
		組合議会議員から選任された委員	日額 9,000円
2	行政不服審査会の委員	日額	10,000円
3	情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額	10,000円
4	情報公開・個人情報保護審議会の委員	日額	6,000円
5	公務災害補償等認定委員会の委員	日額	6,000円
6	公務災害補償等審査会の委員	日額	6,000円
7	建設検討委員	識見を有する者から選任された委員	日額 15,000円
		上記以外の委員	日額 6,000円
8	その他非常勤の特別職職員	予算の範囲内で管理者が定める。	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職名	区分	日額費用弁償	旅費				
			車賃 (1 キロ メー トル につ き)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)
				県内	県外		
		円	円	円	円	円	円

監査委員	2,600	50	2,600	3,000	15,000	3,000
行政不服審査会の委員						
情報公開・個人情報保護審査会の委員						
情報公開・個人情報保護審議会の委員						
公務災害補償等認定委員会の委員	2,000	50	2,000	2,500	14,000	2,600
公務災害補償等審査会の委員						
建設検討委員						
その他非常勤の特別職職員						